北杜情審答申第　１　号
平成２６年５月１４日

北杜市長　白 倉　政 司　様

北杜市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　光　夫

北杜市情報公開条例第１５条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２６年１月７日付け北杜用地第１０３８号で諮問された北杜市情報公開条例に基づく非開示決定に係る異議申立について、次のとおり答申します。

北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第１号)

平成２６年５月１４日

北杜用地第８２３号非開示決定通知書に対する異議申し立ての件

第１　異議申立ての対象とされた情報

東向２０８９－１、２０９１－１、２０９０－１に隣接する水路を不法に埋立てた経緯・理由について、平成２５年５月当時、北杜市職員（担当者）が水路埋立て者に対し聴取した結果の全部（以下「本件文書」という。）

第２　審査会の結論

北杜市長（以下「実施機関」という。）がなした本件文書の開示請求に係る公文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当である。

第３　異議申立ての経緯

（１）　平成２５年１１月５日、異議申立人は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　同年１１月１９日、実施機関は、異議申立人に対し、本件文書を保有していないとして、条例第９条第２項の規定に基づき非開示決定通知書（以下「本件非開示決定」という。）により通知した。

（３）　同年１２月３日、異議申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

（４）　平成２６年１月７日、実施機関は、条例第１５条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

第４　両者の主張

（１）　異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

ア　田圃への大切な水を引くための水路を勝手に埋め立てられたことに対し、原因者（水路埋立て者。以下同じ。）に対して水路を回復させるよう実施機関に要望したが、未だに実現しない。

イ　実施機関職員（以下「職員」という。）が、「まず水路隣接者で原因者に事情を聴く」とのことで、何時、どのような理由で埋め立てられ、誰が承認したか等が判明すると思い、平成２５年１１月５日付けで聴取結果を開示請求したが、公文書を保有していないという理由で非開示となった。原因を調査の上、行政事務を進めるのが実施機関の任務であり、平成２５年７月５日に用地課に出向き職員と面会した折、職員が調査を約束した訳だから当然文書化しているはずである。

ウ　上司への報告をはじめ事務を全て口頭で済ませているとは信じ難い。

エ　異議申立人の請求する文書、メモ類及び職員の記憶を呼び起こし、文書化して開示してほしい。

（２）異議申立人が審査会に出席し、口頭で次のように主張している。

ア　実施機関に対し、平成２５年５月に口頭で、異議申立人と原因者との間で起った出来事に対して、実施機関が原因者に聴取した結果について教えるよう口頭で何回か、やり取りを行った。その後、文書で回答がほしいと何回も依頼したが、文書による回答がなかったため、開示請求を行ったが、実施機関からの回答は、記録に残っていないという返答であった。

イ　市役所の事務は、必ず記録に残すものであり、文書に始まり文書で終わるものだと聞いており、職員の頭の中に入れているだけで、上司への報告も全て口頭で済ますのか、実施機関に確認したが、記録に残っていないという返答の一点張りで、開示してもらえなかった。

ウ　その後、異議申立人と原因者との間で起こった問題に対して、地域での説明が必要になった。実施機関からは、本件非開示決定に対し、北杜市情報公開・個人情報保護審査会で審査を行うため、時間がかかるとの返答を受けたため、「市長への手紙」を実施機関に提出し、ある程度の情報は得られた。しかし、異議申立てで主張したとおり、文書を保存し、それを上司に報告し、開示請求に答えることが実施機関としての責任である。文書化され、開示されていれば、弁護士等にも相談できた。

エ　実施機関への不信感と同時に、特定秘密法案が国会を通過しており、この法律に便乗して、些細なことでも特定秘密だということにならないか危惧している。

オ　実施機関の異なる部署に開示請求を行い、それに対して異議申立てを行ったが、当審査会が開かれず、実施機関の部署ごとに対応が異なることにも不満を感じている。

（３）　実施機関の主張

ア　法定外公共物の管理は、従来国有財産であったことから、国が管理等を行ってきたが、平成１２年の地方分権一括法が施行されたことに伴い、国から市町村に平成１５年度に譲与されたものであり、現在は、実施機関が管理している。

イ　平成２５年５月に異議申立人から本件水路の原因者によって、以前に無許可で水路を埋め立てられたため、実施機関が原因者に対して、本件水路を現状に復元するよう指導を行うほか、埋め立てられた時期、経緯を確認するよう口頭で依頼があった。このため、実施機関は、原因者及び周辺住民への聞き取り調査を実施し、異議申立人に対して口頭で、「水路を埋め立てられた時期は不明であるが、原因者により埋め立てられたものであり、登記簿等で

確認する限りにおいて、転用された平成４年頃ではないかと推測される」と回答した。また、異議申立人もこの時点では、口頭による回答が得られたことに対して納得していた。

ウ　平成２５年１１月５日、異議申立人から「本件文書」についての開示請求書が提出されたが、文書が存在しないことから平成２５年１１月１９日付け北杜用地第８２３号において本件非開示決定を通知した。

エ　本件非開示決定は、異議申立人からの質問が口頭による質問で、平成２５年５月当時、職員が原因者に対し、水路が埋められた経緯及び時期を当事者から聴取してほしいという軽易な内容であったこと、この時点で文書による回答を請求されていなかったことから、文書化していなかった。

オ　また、原因者及び周辺住民への聞き取りの結果、国が法定外公共物（水路等）の管理を行っている時期に埋め立てられたものであり、その当時の詳細な経過等について、実施機関として明確に回答することは不可能であることから文書を作成し、課内の決裁を受ける事項ではないと判断し、文書の作成は行わなかった。

カ　また、原因者は、埋め立てた水路を他の箇所に代替施設として設置し、解決を図りたいとの意向を実施機関に示し、正式な法定外公共物用途廃止申請書が実施機関に提出され、現在、事務処理を行っており、異議申立人も開示請求により、この事実を認識している。

キ　その後、実施機関は、異議申立人が文書で質問を提出した場合は、文書により回答することを異議申立人に伝えたところ、「市長への手紙」により、新たに加えられた質問を含む１２項目の質問書が提出され、平成２６年３月１２日付けで文書により回答したところである。

第５　審査会の判断理由

（１）　「本件文書」の不存在について

異議申立人は、本件文書が存在すると主張していることから、当審査会が、実施機関執務室及び執務室内の書庫に保管されていた法定外公共物に係る文書が綴られたファイル（以下「本件文書ファイル」という。）について探索を行い、次のとおり確認した。

ア　本件文書ファイルは、平成２４年度から２５年度の間に作成された法定外公共物に関する一連の書類、資料類が年度ごと、作成日付順に編綴されており、合計で８冊であった。

イ　その内容を検分したが、本件文書に該当する公文書の存在は確認できなかった。

（２）　原因者への聴取と異議申立人への説明の事実について

ア　実施機関は、第４の（３）イのとおり、原因者及び周辺住民に口頭で聞き取りをしているが、第４の（３）エ及び同オのとおり、異議申立人からの質問が口頭による質問で、文書による回答を請求されていないこと等から、文書化していなかった。

イ　本件文書ファイルは、平成１５年度に国から市町村に譲与されて以降の一連の書類、資料類が年度ごと、作成日付順に編綴されており、文書による法定外公共物用途廃止変更協議書の提出があってから公文書が作成されている。

ウ　これらからすると、概ね実施機関の説明のとおりの時期に口頭で聞き取りが行われ、異議申立人に口頭で説明が行われていたものと認められる。

（３）　文書による決裁の要否について

次に文書決裁は行っていないという実施機関の説明に対して、以下のとおり判断する。

ア　異議申立人が意見陳述で述べた主張に対し、実施機関は、第４の（３）エ及び同オのとおり、異議申立人からの質問が口頭による質問で、軽易な内容であり、この時点で文書による回答を請求されていないことから、文書化していなかった。また、原因者及び周辺住民への聞き取りの結果、国が法定外公共物の管理を行っている時期に埋め立てられたものであり、文書を作成し、課内の決裁を受ける事項ではないと判断し、文書の作成は行わなかったと説明している。

イ　実施機関の行う事務事業では、窓口において口頭で確認を求められた軽易な内容の処理については、担当者が上司に口頭で説明し、了解、又は必要な指示等を受けながら進めていくといった進め方は、一般的に行われていると考えられ、本件水路埋立てに係る経緯及び理由についての聴取結果についても、異議申立人から口頭による依頼であり、口頭による回答が行われたものと認められる。

ウ　このような過程の中で、日々法定外公共物との境界確認の方法や現地確認の手順、法定外公共物の用途廃止等の進め方等、窓口や電話等での問い合わせは、日常的な業務であり、逐一、文書により決裁を受けるといった取扱いは、いたずらに事務を複雑化させるといった面も否定できない。

エ　このことから、事務事業の施行段階ではない、その検討過程における様々な問い合わせに対する文書化は、最終的には実施機関の判断に委ねられるのが合理的と考えられる。

（４）　本件非開示決定後の実施機関の対応について

次に本件非開示決定後に異議申立人から「市長への手紙」による文書での質疑に関する実施機関の説明に対して、以下のとおり判断する。

ア　異議申立人は、第４の（３）カにおいて、異議申立人が本件非開示決定を受領した後、別の公文書開示請求において、原因者が、法定外公共物用途廃止変更協議書の提出から正式な法定外公共物用途廃止申請書の提出までの書類の写しを所持している。

イ　実施機関は、文書により質問書を提出すれば、文書で答えることを異議申立人に伝え、異議申立人は、平成２６年１月３１日付けで、文書により「市長への手紙」を提出し、その中に新たに加えられた質問を含む１２項目の質問書を実施機関に提出している。

ウ　実施機関は、平成２６年２月１３日付けの市建設部長名の公文書で１２項目について後日文書で回答することを明記し、同年３月１２日付けの市用地課長名で１２項目に回答している。

（５）　文書管理の対応について

本件処分における公文書は、口頭による事務処理が行われたため、公文書が存在しないが、日常的な業務に逐一、文書により決裁を受けるといった取扱いは、いたずらに事務を複雑化させるといった面も否定できない。

このことから、事務事業を進める段階において、その検討過程における様々な問い合わせに対する文書化は、最終的には実施機関の判断に委ねられるのが合理的と考えられる。

第６　結論

よって、当審査会は、上記第２項記載のとおり、実施機関の決定は妥当であると判断した次第である。